

昭和六十一年十一月以降の通知・通達文のお知らせ

本誌十二月号において、本年度の十月までの通知・通告が出ておりますのでお知らせします。新たに左記の通知

★冬季休業に伴う生徒指導の充実について

(発信者) 県教育委員会教育長
(発信日) 昭和六十一年十一月十一日

◆概要

- ・冬季休業の意義、休み中の指導方針、事故防止の具体策と留意点、非行等問題行動の防止について・ほか。

★冬季休業における生徒指導について

(発信者) 県教育委員会教育長
(発信日) 昭和六十一年十一月一日

◆概要

- ・冬季休業中における生徒指導について、指導計画、配慮事項、事故防止及び非行防止・ほかについて。

★適正な進路指導の徹底について

(発信者) 県教育委員会義務教育課長
(発信日) 昭和六十一年十二月八日

◆概要

- ・過度な補習の自粛と学習指導の方法の改善について
- ・保護者に対する進路指導のあり方や進路選択的重要性についての啓発・ほか

各種の奨学生募集

昭和六十二年度教育改革モニター募集

募ります。

一、趣旨

教育改革に関する諸施設を実施するにあたり、広く一般国民から、意見、要望等を聞き、諸施策の立案・検討・具体化に反映させます。

③ 行政相談委員法による行政相談員

五、謝礼等

謝礼は、文部省からお願いしたテーマについて御意見を提出していただいた場合は、記念品をお贈りします。また、文部広報、その他広報資料を発行の都度お送りします。

五、申込先

〒六〇福島市杉妻町二六
福島県教育庁総務課広報係
TEL二四五一一一一一
内三九一六
千六〇〇人

二、仕事

臨時教育審議会の答申に基づき、具体化しようとする教育改革に関する施設のうち文部省から依頼するテーマについて、教育改革モニターの周辺、地域（家庭、近隣、勤務先等）の人々の意見等も

六、申込先

〒六〇福島市杉妻町二六
福島県教育庁総務課広報係
TEL二四五一一一一一
内三九一六
千六〇〇人

三、募集人員

モニターの周辺、地域（家庭、近隣、勤務先等）の人々の意見等も聽取の上、教育改革モニターとしての意見等をまとめ文書によって提出していただきます。

七、申込み締切日

昭和六十二年三月二十三日（月）
郵送する場合には、三月二十日
内三九一六

四、応募資格

モニターの周辺、地域（家庭、近隣、勤務先等）の人々の意見等も聽取の上、教育改革モニターとしての意見等をまとめ文書によって提出していただきます。

八、申込み締切日

昭和六十二年三月二十三日（月）
郵送する場合には、三月二十日
内三九一六

三、募集人員

モニターの周辺、地域（家庭、近隣、勤務先等）の人々の意見等も聽取の上、教育改革モニターとしての意見等をまとめ文書によって提出していただきます。

九、選考結果

モニターの周辺、地域（家庭、近隣、勤務先等）の人々の意見等も聽取の上、教育改革モニターとしての意見等をまとめ文書によって提出していただきます。

◆概要

- ① 国会議員及び地方公共団体の議会の議員

昭和六十二年度予算成立後に文部省で決定し、直接本人にお知らせする予定です。

- ② 常勤の国家公務員及び地方公務員（ただし、校長及び教員は応

一、内三九三三